

議案第 1 6 5 号

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市市民ミュージアム条例の一部を改正する条例

川崎市市民ミュージアム条例（昭和 6 2 年川崎市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「こと等」を「こと」に改める。

第 3 条中第 7 号を削り、第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 資料等を熟覧、模写、模造、拓本、撮影及び原板使用に供すること。

第 3 条の 2 から第 3 条の 4 までを削る。

第 4 条を次のように改める。

（職員）

第 4 条 市民ミュージアムに館長その他必要な職員を置く。

第 5 条から第 1 7 条までを削る。

第 1 8 条中「又は施設等」を削り、同条を第 5 条とする。

第 1 9 条中「ついて」を「関し」に、「規則で」を「市長が」に改め、同条を第 6 条とする。

別表第 1 から別表第 3 までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に支払われた観覧料（共通利用券及び特別入場券に限る。）に係る改正前の条例第１６条の規定による返還については、なお従前の例による。この場合において、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

- 3 川崎市岡本太郎美術館条例（平成１１年川崎市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２共通利用券の表備考中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

- 4 川崎市青少年科学館条例（昭和４６年川崎市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２共通利用券の表備考中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

- 5 川崎市立日本民家園条例（昭和４２年川崎市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２共通利用券の表備考中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

参考資料

制 定 要 旨

市民ミュージアムの建物を市民の利用に供しないこととすることに伴い、指定管理者による市民ミュージアムの管理を行わないこととすること等のため、この条例を制定するものである。